

第 60 回 東海高等学校総合体育大会 ヨット競技 帆走指示書

1. 適用規則

- 1.1 本大会は、セーリング競技規則2013-2016(以下「RRS」という)に定義された規則を適用する。ただし、本帆走指示書によって変更したものを除く。
- 1.2 RRS付則Pを適用する。

2. 競技者への通告

競技者への通告は、信号旗掲揚柱横に設置された公式掲示板に掲示する。

3. 帆走指示書の変更

帆走指示書(以下「指示」という)の変更は、それが発効する当日の予告信号時刻の60分前までに掲示する。ただし、レース日程の変更は、それが発効する前日の19時までに掲示する。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、陸上本部前に設置された信号旗掲揚柱に掲揚する。
- 4.2 音響1声とともに掲揚されるD旗は、「予告信号はD旗掲揚後30分以降に発する。艇はこの信号が発せられるまでは離岸してはならない」ことを意味する。
- 4.3 指示5.1に示された個別のレースに対して、AP旗は掲揚しない。予告信号予定時刻の30分前までにD旗が掲揚されない場合、そのレースのスタートは時間の定めなく延期されている。

5. レース日程

- 5.1 レース日程は次のとおりとする。

		男子FJ級予告信号時刻	女子FJ級予告信号時刻
6月15日(土)	第1レース	10:25	10:30
	第2レース	引き続き	引き続き
	第3レース	引き続き	引き続き
	第4レース	引き続き	引き続き
6月16日(日)	第5レース	9:25	9:30
	第6レース	引き続き	引き続き

- 5.2 レースが海上にて引き続き行われる場合、艇にレースが間もなく始まることを注意喚起するために、予告信号を発する少なくとも5分前に音響1声とともにオレンジ色のスタート・ライン旗を掲揚する。
- 5.3 6月16日(日)のレースは12:55より後に予告信号は発しない。

6. クラス旗

男子FJ級クラス旗は、「FJ旗」(白地に青色文字)を用いる。
女子FJ級クラス旗は、「FJ旗」(白地に赤色文字)を用いる。

7. レース海面

レース海面は、海陽ヨットハーバー沖の概ね添付図-1に示すA海面を使用する。ただし、天候等の理由によりエリアが移動する場合がある。

8. コース

添付図-2のコース図は、レグ間の概ねの角度、通過すべきマークの順序および各マークの通過する側を含むコースを示す。

9. マーク

- 9.1 マーク①②③は当該数字入りオレンジ色の円筒形ブイとする。
- 9.2 指示11に規定する新しいマークは、黄色の三角錐形ブイとする。
- 9.3 スタート・マークはスターボードの端にあるレース委員会の信号艇と、ポートの端にある黄色の円筒形ブイとする。
- 9.4 フィニッシュ・マークはスターボードの端にあるレース委員会艇と、ポートの端にあるオレンジ色の球形ブイとする。

10. スタート

- 10.1 スタート・ラインは、スターボードの端にあるスタート・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポール又はマストと、ポートの端のスタート・マークのコース側の間とする。
- 10.2 他のレースのスタート手順の間、予告信号が発せられていない艇は、スタート・ラインからおおむね50m以内の範囲およびコースサイドから離れていなければならない。

- 10.3 U旗が準備信号として掲揚された場合には、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員または装備の一部でも、スタート・ラインの両端と最初のマークとで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされる。ただし、レースが再スタートまたは再レース、またはスタート信号前に延期または中止された場合には、失格とはされない。これはRRS26を変更している。
- 10.4 スタート信号後4分より後にスタートする艇は、審問なしに「スタートしなかった」(DNS)と記録される。これはRRS A4, A5を変更している。
- 10.5 ゼネラル・リコールの際、艇に知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にも第一代表旗を掲揚する場合がある。ただし、信号艇以外の当該レース委員会艇が行う第一代表旗の掲揚・降下については、RRSレース信号「予告信号は降下の1分後に発する」の意味を持たないものとし、音響の無声も無視されるものとする。これはRRSレース信号および29.2を変更している。

11. コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために、レース委員会は、新しいマークを設置し(又は、フィニッシュ・ラインを移動し)、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。

12. フィニッシュ

フィニッシュ・ラインは、スターボードの端にあるフィニッシュ・マーク上にオレンジ色旗を掲揚しているポール又はマストと、ポートの端のフィニッシュ・マークの間とする。

13. タイム・リミット

先頭艇がコースを帆走してフィニッシュ後、15分以内にフィニッシュしない艇は、審問なしに「フィニッシュしなかった」(DNF)と記録される。これは、RRS 35, A4, A5を変更している。

14. スタート後のコースの短縮又はレースの中止

- 14.1 レース委員会はRRS32.1以外に、レースの公正に影響を及ぼしそうな大きな風向の変化や、風速が一定時間5Knt以下に低下した場合、コースの短縮又はレースを中止する場合がある。この項に基づきレース委員会がレースを継続又は中止したことについて、艇による救済の要求の根拠とはならない。これはRRS62.1(a)を変更している。
- 14.2 スタート信号後にレースを中止する場合、その旨を知らせるため、レース委員会の信号艇以外のレース委員会艇にもN, N+A, あるいはN+H旗を掲揚することがある。ただし、信号艇以外の当該レース委員会艇が行うN旗の掲揚・降下については、RRSレース信号「予告信号は降下の1分後に発する」の意味は持たないものとし、音響の無声も無視されるものとする。これは、RRSレース信号および32.1を変更している。

15. 抗議と救済要求

- 15.1 抗議、救済要求および審問再開の要求は、陸上本部で入手できる用紙に記入の上、プロテスト委員会に提出しなければならない。
- 15.2 抗議締め切り時刻は掲示する。その日の当該クラスの最終レース終了後60分とする。ただし、プロテスト委員会の裁量により、この時刻を延長することができる。
- 15.3 レース委員会又はプロテスト委員会による抗議の通告を、RRS61.1(b)に基づき艇に伝えるために、指示15.2の抗議締め切り時刻までに公式掲示板に掲示する。
- 15.4 プロテスト委員会は、ほぼ受付順に審問を行う。競技者への審問の時刻、場所、当事者および証人として指名された競技者への通告は、抗議締め切り時刻後30分以内に掲示する。
- 15.5 RRS付則Pに基づきRRS42違反に対するペナルティを科せられた艇のリストは、公式掲示板に掲示される。
- 15.6 審問の再開要求は判決を通告された翌日の8:30、大会最終日は判決を通告されて20分以内に提出されなければならない。これはRRS66を変更している。
- 15.7 クラス規則、指示10.2, 17, 18.1及び20の違反は、艇からの抗議の根拠とはならない。これはRRS60.1(a)を変更している。
- 15.8 RRS70.5(a)に基づき、本大会プロテスト委員会の判決をもって最終とし、上告の権利を否認する。

16. 得点

- 16.1 本大会は各クラスとも6レースが予定され、それぞれ1レースの完了をもって成立する。
- 16.2 ソロ競技の得点は、RRS A4による。ただし、成立したレースが5回以下の場合、すべてのレースにおけるその艇の合計得点とする。成立したレースが6回の場合、その艇の最も悪い得点の1レース分を除外した合計得点とする。
- 16.3 デュエット競技における得点計算の方法は大会要項による。
- 16.4 指示17の申告に関する手続きに誤りのあった艇に対して、レース委員会は審問なしに「PTP」と記録し、確定順位+3点の得点を与える。ただし、当該クラス参加艇数+1点を上回らない。これはRRS63.1, A4, A5を変更している。なお、引き続きのレースが行われた場合には、指示17.3の手続きの誤りについてはその直後のレースに、指

示 17.4 の手続きの誤りについてはその直前のレースにペナルティを課す。

17. 申告

- 17.1 出艇申告および帰着申告は署名方式で行う。署名用紙は「陸上本部」に用意される。
- 17.2 署名は艇の艇長がおこなわなければならないが、レース委員会が正当と認めた場合、その代理人でもよい。
- 17.3 出艇しようとする艇の艇長は、その日の 8:30 から D 旗掲揚 15 分後までに署名用紙に署名しなければならない。引き続きレースが予定されている場合は、上記受付時間内にそのレースの分も合わせて申告しなければならない。
- 17.4 帰着した艇の艇長は、帰着後直ちに署名用紙に署名しなければならない。署名用紙は当該クラスのレース終了後 60 分間、又はレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後 60 分間用意する。引き続きレースが行われた場合は、そのレース終了後 60 分間、又はレース委員会が、本日これ以上レースを行わないという信号を発した後 60 分間用意する。ただし、レース委員会の裁量により、この時間を延長することがある。
- 17.5 レースの中止または延期により帰着した場合も、帰着申告を行わなければならない。また、中止または延期されたレースが再開される場合、指示 17.3 に従い再度出艇申告を行わなければならない。
- 17.6 リタイアしようとする艇、および引き続き行われるレースに出走しない艇は、リタイアの意志を近くのレース委員会艇に伝え、速やかにレース海面を離れなければならない。該当艇の艇長は、帰着後直ちに指示 17.4 の帰着申告を行わなければならない。

18. 安全規定

- 18.1 艇の乗員は、離岸して着岸するまでの間、有効な浮力を有する個人用浮揚用具(ライフジャケット)を着用しなければならない。ただし、衣類の着脱に携る短時間の場合には、この限りではない。これは、RRS 第 4 章前文および 40 を変更している。
- 18.2 艇が救助を要請する場合には、救助する船に対して、片手を高く上げて合図を送ることとする。
- 18.3 レース委員会は、危険な状態にあると判断した艇に対し、リタイアの勧告および強制的な救助を行うことができる。これは艇による救済要求の根拠とはならない。これは RRS62.1(a) を変更している。
- 18.4 艇は自らの安全を考慮し、マストトップに浮力体を付けることができる。

19. 支援艇

支援艇は 6 月 15 日(土)・16 日(日)の大会期間中運航を禁止する。ただし、レース委員会の要請がある場合を除く。

20. ごみの処分

ごみはレース運営艇に渡してもよい。

21. 無線通信

緊急事態を除き、艇は海上において無線の送受信を行ってはならない。この制限は、携帯電話および GPS にも適用される。

22. その他

本大会にて発生した問題については、レース委員会の裁定に委ねるものとする。

23. 帆走指示書に関する質問

帆走指示書に関する質問は、文書または電子メールで受け付ける。期限は平成 25 年 6 月 11 日(木)必着とする。回答は開会式までに公式掲示板に掲示する。

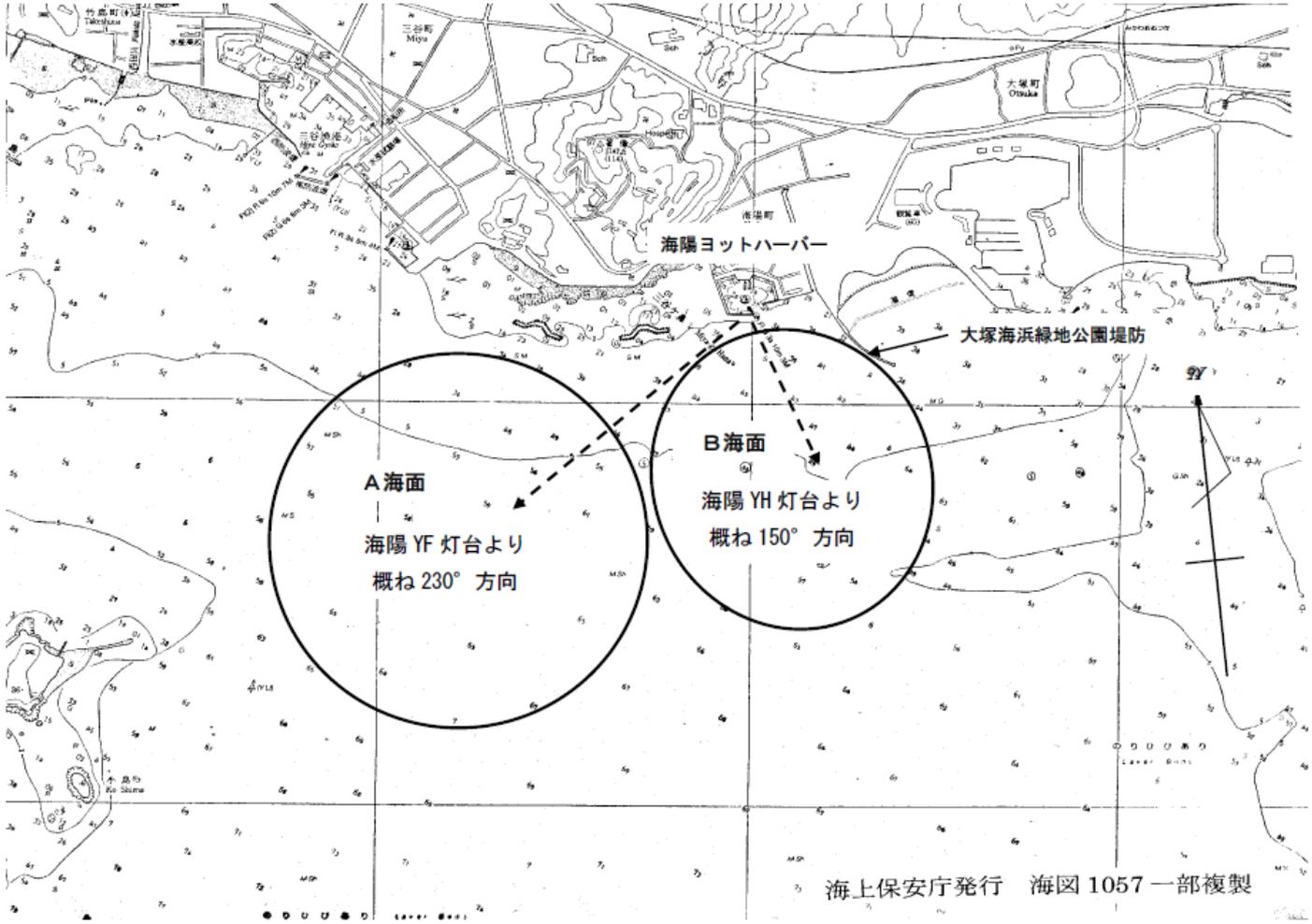
〈連絡先〉

〒447-0066 愛知県碧南市丸山町 3 丁目 10 番地 愛知県立碧南工業高等学校内
愛知県高等学校体育連盟 ヨット専門部委員長 杉浦 育保
TEL:0566-42-2500 FAX:0566-42-9660 電子メール:ikuho@hekinan-th.aichi-c.ed.jp

潮汐表【蒲郡】 (34.49° N 137.14° W)

日付	満 潮				干 潮			
	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
6 月 15 日 (土)	9:51	182	22:58	205	4:16	105	16:12	73
6 月 16 日 (日)	11:07	171	23:53	200	5:22	102	17:11	93

添付図-1



添付図-2

